

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

監査委員公告

○ 行政監査の結果に係る措置結果について	1
----------------------------	---

監査委員公告

行政監査の結果に係る措置結果について

令和6年6月3日付けで公表した行政監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が令和7年3月3日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年3月31日

兵庫県監査委員

吉 岡 たけし
花 岡 正 浩
小 畑 由起夫
岸 本 かずなお

令和6年6月3日付け 行政監査報告に係る措置

行政監査「団体に対する負担金の支出について」

事業別結果及び意見	対応及び改善策
1 WHO神戸センター協力委員会センター管理費分担金 (1) 監査対象機関 保健医療部医務課 (2) 負担金支出先団体 WHO神戸センター協力委員会（事務局：保健医療部医務課） (3) 意見 繰越金について 当委員会の令和4年度決算で、構成団体からの負担金等収入額を上回る翌年度繰越金79,372,796円を計上していた。 繰越金は減少傾向にあるものの、年間支出額を大きく上回っており、県の負担金支出額について、その可否を含め検討し、繰越金の減少になお一層努められたい。 2 兵庫県民農林漁業祭開催事業 (1) 監査対象機関 農林水産部流通戦略課 (2) 負担金支出先団体 兵庫県民農林漁業祭実行委員会（事務局：農林水産部流通戦略課） (3) 意見 会計事務について 当実行委員会の負担金等の収入について、納入通知や請求書を発行しているものの、収入決定書等での意思決定が行われていなかった。 適切な事務処理に努められたい。 3 花き・果樹等振興負担金 (1) 監査対象機関 農林水産部農産園芸課 (2) 負担金支出先団体 兵庫の花づくり推進協議会（事務局：農林水産部農産園芸課） (3) 意見 会計事務等について 当協議会の会計処理規程に定めがないにもかかわらず、旅費、謝金、郵送料など支出額が比較的小額の経費について、資金前渡や立替払により支出しているものが多数あった。 会計処理規程等の整備など、適切な事務処理に努められたい。	平成28年度以前は、覚書で規定された負担金額を拠出していたが、平成29年度以降は、年度ごとの収支が概ね均衡するよう負担金支出額を調整し、繰越金額が増加しないよう努めている。 なお、WHO神戸センターが閉鎖される場合においては、同覚書に基づき、その残高の全額が返還されることとなっている。 当該実行委員会は任意団体であり、地方自治法や県条例・規則等の適用を受けないものの、県が事務局を担っていることから、公金と同様の適正な事務の管理及び執行に取り組む必要がある。 そのため、実行委員会の負担金等の収入については、納入通知や請求書の発行に加え、意思決定のプロセスを明確にするため、令和5年度から収入決定書による決裁手続を実施している。 引き続き、所属内での周知を徹底し、適切な事務処理に努めていく。 当該協議会は任意団体であり、地方自治法や県条例・規則等の適用を受けないものの、県が事務局を担っていることから、公金と同様の適正な事務の管理及び執行に取り組む必要がある。 当該協議会の会計処理を行うにあたり、必要やむを得ない場合において、資金前渡や立替払を行う際の事務処理に係る規程等を整備した。 今後も資金前渡等を行う件数を必要最小限とするとともに、適切な事務処理に努めていく。

4 「ひょうご北摂サイクルツーリズム」の推進

(1) 監査対象機関

阪神北県民局県民交流室

(2) 負担金支出先団体

ひょうご北摂里山ライド実行委員会（事務局：阪神北県民局県民交流室）

(3) 意見

会計事務等について

ア 当協議会の会計規程に定めがないにもかかわらず、立替払により支出しているものがあつた。

緊急性などやむを得ない事情は認められたものの、会計規程等の整備など、適切な事務処理に努められたい。

イ 当協議会の会計規程で、支出負担行為と支出決定を同時決定できる経費に該当しない経費について、事前に支出負担行為書による決定を行っていないものがあつた。

適切な事務処理に努められたい。

5 ひょうご北摂・インバウンド誘客の推進、ひょうご北摂魅力いっぱいフェアの開催

(1) 監査対象機関

阪神北県民局県民交流室

(2) 負担金支出先団体

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（事務局：阪神北県民局県民交流室）

(3) 意見

ア 県の負担割合について

令和4年度は、兵庫県が負担金額1,000,000円を支出している。このほか阪神北地域4市1町の負担金1,000,000円、兵庫県の補助金7,874,000円、前年度からの繰越金等60,515円を各事業等の財源としており、行政以外の他の構成団体からは負担金を徴収していない。

地域により事情は異なるものの、他の地域の観光関連事業等については、行政以外の団体が負担金を支出している事例もあり、県の財政面の負担に対する考え方を明確にし、構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努められたい。

イ 会計事務について

当協議会の会計規程で、支出負担行為と支出決定を同時決定できる経費に該当しない経費について、事前に支出負担行為書による決定を行っていないもの、経費の支払いに当たり、支出決定書による決定を行っていないものがあつた。

適切な事務処理に努められたい。

立替払については、県の財務規則等で、緊急かつやむを得ない理由により予測できなかった経費について、資金前渡の手続の例により支出できるが、安易にこの方法を運用することは現に慎まなければならないとあり、原則立替払は行わない方針である。

今回の事例を検証したところ、事務局と市町担当者の間で、事前の十分な調整があれば防げたと考えられることから、立替払の規定を新たに整備するのではなく、事前に支払方法について、事務局と関係者間で見積書や支払方法の確認を行うことにより、立替払が発生しないよう対応することとしている。

支出負担行為の決定漏れについては、複数の職員により整理時期等の確認を徹底し、会計規程及び県の財務規則等を遵守した適正な経理事務の確保に努めている。

阪神北地域ツーリズム振興協議会は平成22年度にそれまでであった阪神北地域ツーリズム振興連絡協議会から改編し、連絡・調整組織から共同事業を行う企画・実践組織へと機能強化を行ったものである。

設立にあたっては、各団体とも財政状況が厳しく負担金の捻出が難しいといった状況の中、新たな経費負担とならないよう、阪神北地域ツーリズム振興連絡協議会で取り決めがなされた。

協議会の構成団体においては、それぞれの特性に応じて、物産展などの各種イベント開催や、観光パンフレット等の作成時において協力を得るとともに、観光PRや広報活動などに従事しているが、今後とも的確な役割分担と効果的な事業実施に努める。

今後、事業を大幅に拡充するような場合には、各構成団体への理解を得たうえで、負担金についても検討していきたい。

支出負担行為の決定漏れ及び口座振替により支払う経費の支出決定漏れについては、複数の職員により整理時期等の確認を徹底し、会計規程及び県の財務規則等を遵守した適正な経理事務の確保に努めている。

**6 兵庫デスティネーションキャンペーンに係るま
るごと東播磨での情報発信**

(1) **監査対象機関**

東播磨県民局県民躍動室

(2) **負担金支出先団体**

東播磨産業・ツーリズム振興協議会（事務局：
東播磨県民局県民躍動室）

(3) **意見**

成果目標等について

負担金の支出に当たり、成果目標を設定して
いなかった。

事業の趣旨に沿った適切な目標や評価指標を
設定した上で、事業成果に関するデータなどエ
ビデンスを取得し、事業効果を的確に評価する
など、計画的かつ効果的な事業実施に努められ
たい。

当該事業については、令和5年度7月～9月
で完了した事業であるため、今後、「まるごと東
播磨」のホームページで情報発信を活用した事
業を実施する場合の対応策として、令和6年度
以降は、「まるごと東播磨」のホームページのPV
数及びセッション数について、毎月の数字を取
得することとしており、事業の規模に応じた成
果目標や評価指標を設定し、事業効果を的確に
評価できるように努めていく。

**7 いなみ野ため池ミュージアム運営協議会負担金
等**

(1) **監査対象機関**

東播磨県民局県民躍動室

(2) **負担金支出先団体**

いなみ野ため池ミュージアム運営協議会（事
務局：東播磨県民局県民躍動室）

(3) **意見**

成果目標等について

負担金の支出に当たり、成果目標を設定して
いなかった。

事業の趣旨に沿った適切な目標や評価指標を
設定した上で、事業成果に関するデータなどエ
ビデンスを取得し、事業効果を的確に評価する
など、計画的かつ効果的な事業実施に努められ
たい。

今年度に検討委員会を設置し、これまでの取
組とその成果を整理・評価するとともに、現在
の取組状況を踏まえた今後の具体的な行動計画
の検討を進めている。次年度には本計画の中で
目標及び指標を設定する予定としている。

**8 東播磨地域創生連携協力推進協議会負担
金**

(1) **監査対象機関**

東播磨県民局県民躍動室

(2) **負担金支出先団体**

東播磨地域創生連携協力推進協議会（事
務局：東播磨県民局県民躍動室）

(3) **意見**

成果目標等について

負担金の支出に当たり、成果目標を設定して
いなかった。

事業の趣旨に沿った適切な目標や評価指標を
設定した上で、事業成果に関するデータなどエ
ビデンスを取得し、事業効果を的確に評価する

成果目標の設定に向けて、これまでの取組と
その成果を整理・評価するとともに、成果目標
のあり方について当協議会の連携協定に基づく
推進会議において議論を進めている。次年度に
開催される次期総会において、設定した目標及
び指標を決定する予定としている。

など、計画的かつ効果的な事業実施に努められたい。

9 JR加古川線、神戸電鉄粟生線、北条鉄道利用促進・活性化事業の推進

(1) 監査対象機関

北播磨県民局県民躍動室

(2) 負担金支出先団体

JR加古川線・神戸電鉄粟生線・北条鉄道利用促進協議会（事務局：北播磨県民局県民躍動室）

(3) 意見

ア 県の負担割合について

令和4年度は、兵庫県が負担金額3,000,000円を支出している。兵庫県以外の構成団体から負担金を徴収していないので、兵庫県負担金と繰越金を財源に事業を実施している。

県が全額負担金を支出している考え方を明確にし、構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努められたい。

イ 成果目標等について

負担金の支出に当たり、成果目標を設定していなかった。

事業の趣旨に沿った適切な目標や評価指標を設定した上で、事業成果に関するデータなどエビデンスを取得し、事業効果を的確に評価するなど、計画的かつ効果的な事業実施に努められたい。

ウ 繰越金について

当協議会の令和4年度決算で、構成団体からの負担金等収入額を上回る翌年度繰越金7,409,837円を計上していた。

繰越金は減少傾向にあるものの、年間支出額を大きく上回っており、県の負担金支出額について、その要否を含め検討し、繰越金の減少になお一層努められたい。

10 「姫路・播磨の酒」ブランド化・販路拡大推進支援

(1) 監査対象機関

中播磨県民センター県民交流室

(2) 負担金支出先団体

当協議会では、利用促進・活性化事業として、「列車内鉄道絵画展」、「鉄道施設見学会」等を行っている。

「列車内鉄道絵画展」は、毎年700点を超える応募があり、応募全作品を約2か月間、各路線の列車内中吊りに掲示している。この事業は鉄道事業者の全面協力で実施しており、事業にかかる「期間中、本来であれば収入される中吊り広告代」、「作品掲示・入替作業の人件費」等の経費は、全て事業者が負担している。

また、「鉄道施設見学会」も、事業者の全面協力のもと毎年実施しており、「参加者に配布する記念品代」、「鉄道施設の案内スタッフ（最大30名程度）の人件費」を事業者が負担しており、事業者の負担額は、概算で約12,000千円となっている。

事業者以外の構成団体においても、それぞれの特性に応じたイベント開催の協力や広報活動、「沿線イベントガイド」掲載情報や写真等素材の提供などに従事しており、的確な役割分担による事業実施に努めているところである。

今後、事業を大幅に拡充するような場合には、各構成団体への理解を得たうえで、負担金についても検討していきたい。

当協議会の目的は、地域に欠かせない3路線の存続であり、これが目標である。

路線存続のためには、地域団体や住民の3線への思いを発信していくことが重要であり、多くの住民に興味をもってもらうことが重要である。そのため、「利用促進・活性化事業」の応募状況等のデータを分析して応募者が増えるよう事業を工夫するなど、効果的に事業を実施し、路線存続に努めていく。

令和5年度から県負担金額を見直してきた。
(R4:3,000→R5:1,900→R6:1,800 千円)

令和7年度は、「JR加古川線利用促進事業」に全額活用する見込みである。引き続き繰越金の規模の適正化に努めていく。

当事業は、「GIはりま」を中心とした「はりま姫路の酒」のプロモーションを海外で実施することにより、地域資源である日本酒の販路開拓を支援するものである。

そのため、播磨広域連携協議会が実施する「GI

「姫路・播磨の酒」海外プロモーション委員会（事務局：中播磨県民センター県民交流室） (3) 意見 成果目標等について 負担金の支出に当たり、具体的な成果目標等を設定していなかった。 事業の趣旨に沿った適切な目標や評価指標を設定した上で、事業成果に関するデータなどエビデンスを取得し、事業効果を的確に評価するなど、計画的かつ効果的な事業実施に努められたい。	はりま」の酒蔵の海外プロモーション経費について、海外プロモーション委員会を通じて当センターが負担している。 成果目標を、海外プロモーション委員会が参加するバイヤー向け展示会等への海外バイヤー等の参加者数を令和5年度実績から毎年10%増と設定して効果的な事業実施を目指す。
11 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進事業 (1) 監査対象機関 中播磨県民センター県民交流室、但馬県民局地域政策室 (2) 負担金支出先団体 ア 日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（事務局：中播磨県民センター県民交流室及び但馬県民局地域政策室） イ 銀の馬車道ネットワーク協議会（事務局：中播磨県民センター県民交流室） (3) 意見 成果目標等について 負担金の支出に当たり、具体的な成果目標等を設定していなかった。 事業の趣旨に沿った適切な目標や評価指標を設定した上で、事業成果に関するデータなどエビデンスを取得し、事業効果を的確に評価するなど、計画的かつ効果的な事業実施に努められたい。	当事業は、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」の魅力を発信し、誘客による人の交流と経済循環の促進を図るため、協議会運営に必要な経費を負担している。 また、日本遺産を構成する「銀の馬車道」においても、銀の馬車道ネットワーク協議会により、沿線市町への誘客を促進するため、協議会運営に必要な経費を構成団体とともに負担している。 そのため、ともに、誘客による交流人口の拡大を図ることを目指して、日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」関連施設への入込数を成果指標とし、過去の実績を基準に毎年度増加した数値を目標として設定した。 平成29年度に日本遺産に認定され、令和5年度に継続認定された。次回継続認定審査は令和8年度に実施されるが、評価基準には入込数をはじめ様々な目標が設定されているため、計画的かつ効果的に事業を進め、継続認定を目指す。
12 姫路港ポートセールス推進協議会負担金等 (1) 監査対象機関 姫路港管理事務所 (2) 負担金支出先団体 姫路港ポートセールス推進協議会（事務局：姫路港管理事務所） (3) 意見 成果目標等について 負担金の支出に当たり、具体的な成果目標等を設定していなかった。 事業の趣旨に沿った適切な目標や評価指標を設定した上で、事業成果に関するデータなどエビデンスを取得し、事業効果を的確に評価するなど、計画的かつ効果的な事業実施に努められたい。	同協議会は、姫路市の地域経済の発展及び国際交流の拡大に資するために、姫路港の物流活動の強化並びに定期航路の開拓、客船の誘致などに努めることにより、播磨地域の物流拠点としての姫路港の利用促進を図ることなどを目的に取り組んでおり、協議会運営に必要な経費を構成団体とともに負担している。 物流、観光、クルーズ客船誘致、ターミナルリニューアル整備の各分野において毎年度事業計画を策定して取り組んでおり、支出額の大半を占めるクルーズ客船誘致については、協議会において現状分析等を行い、今後の誘致・受入方針について適切な成果目標等を令和7年度中に設定できるよう、検討している。新たに設定する成果目標の達成に向け、効果的な事業実施を目指す。

13 西播磨ツーリズム振興協議会によるツーリズムの総合的推進等

(1) 監査対象機関

西播磨県民局県民交流室

(2) 負担金支出先団体

西播磨ツーリズム振興協議会（事務局：西播磨県民局県民交流室）

(3) 意見

県の負担割合について

各構成団体の負担金の支出額は、兵庫県が1,800,000円、西播磨地域7市町の合計で1,800,000円、その他ツーリズム関連団体等が1団体当たり30,000円となっているが、兵庫県は専従職員の人件費、令和2年度から4年度に実施した西播磨リーディングプロジェクト推進事業分（市町も1市町当たり70,000円を追加負担）も負担しており、4年度負担金合計17,266,540円のうち14,286,540円を負担している。

県の財政面の負担に対する考え方を明確にし、構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努められたい。

各市町に点在する観光資源の魅力を面として発信することが県の役割であるため、引き続き財政面での負担を継続することとするが、構成団体と連携を密にし、事業や構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努める。

なお、事業経費等の見直しを行い、負担金全体に占める県の負担割合も令和4年度83%（県負担金14,287千円）、令和5年度83%（同11,903千円）、令和6年度79%（同9,176千円見込）と減少している。

14 西播磨北部地域の魅力の発信

(1) 監査対象機関

西播磨県民局県民交流室

(2) 負担金支出先団体

宍粟市多自然地域活性化実行委員会（事務局：宍粟市）

(3) 意見

決算における収支差額の取扱いについて

令和6年度に宍粟市で予定されている環境スポーツイベントの開催に向けて環境整備、情報収集、情報発信等を行っており、4年度は、負担金として兵庫県が1,700,000円、宍粟市が3,000,000円を支出している。

4年度決算で、収入総額4,700,000円に対し支出総額が4,123,779円で、収支差額576,221円が発生していたが、特に定めがないにもかかわらず、宍粟市のみに返還する旨を委員会で決定していた。

例えば、収支差額の処分についての規程等を整備し、負担割合に応じて精算するなど、収支差額が生じた場合の取扱いについて検討されたい。

事務局（宍粟市）と進捗状況を確認しながら、収支差額が生じないように事業実施することとしているが、万が一発生した場合に備え、実行委員会で次年度に繰り越すよう設置要綱に追記し、令和7年度第1回実行委員会（令和7年4月頃）に諮る予定である。

15 「シリ丹バレー構想」の推進

(1) 監査対象機関

丹波県民局県民交流室

(2) 負担金支出先団体

シリ丹バレー推進協議会（事務局：丹波県民局県民交流室）

(3) 意見

県の負担割合について

当協議会は令和4年2月に設立され、4年度は運営経費の全額4,441,000円を兵庫県が負担している。

5年度は構成団体のうち丹波篠山市及び丹波市にも負担金の支出を求めているが、行政以外の他の構成団体からは負担金の支出を求めている。

事業の立ち上げ当初はともかく、今後の県の財政面の負担に対する考え方を明確にし、構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努められたい。

シリ丹バレー推進協議会は、丹波地域発のイノベーション創出・創発を推進するため、オープンイノベーションの場の創出や人の交流の促進等を行うプラットフォームとして、県が主導して設立した団体である。

当協議会は、シリ丹バレー構想の目的に賛同し、規約を順守する者は、団体、個人を問わず入会可能とし、広く会員を募っている。主要な構成会員においては、それぞれの特性に応じて、4つの分科会によるプロジェクト推進などに協力を得ており、今後とも、構成会員との連携のもと、的確な役割分担と効果的な事業実施に努めていく。

今後、構成会員への事業効果の波及等も踏まえながら、構成会員の理解も得たうえで、負担のあり方を検討していきたい。

16 観光情報の戦略的発信事業（兵庫丹波観光ネットワーク推進）

(1) 監査対象機関

丹波県民局県民交流室

(2) 負担金支出先団体

兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会（事務局：丹波県民局県民交流室）

(3) 意見

県の負担割合について

令和4年度は、兵庫県が負担金額6,330,000円を支出している。負担割合は構成団体のうち、丹波篠山市及び丹波市が1,000,000円ずつ負担し、残りは兵庫県が負担しており、行政以外の他の構成団体からは負担金を徴収していない。

地域により事情は異なるものの、他の地域の観光関連事業等については、行政以外の団体が負担金を支出している事例もあり、県の財政面の負担に対する考え方を明確にし、構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努められたい。

兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会は、丹波地域の広域観光推進のため、平成5年度に県が中心となって設立した団体である。

当委員会は、設立当初から平成の市町合併の時期までは、観光協会など行政以外の構成団体から負担金を徴収していたが、市町合併後、市、観光協会との協議により、市からの一括納入方式に変更した経緯がある。また、一部の構成団体が負担金支出見直し等を理由に脱会したこともあり、現在、県と2市による負担金を財源として運営している。

今後とも、構成団体との連携のもと、的確な役割分担と効果的な事業実施に努めていく。

17 観光情報の戦略的発信事業（大丹波観光推進）

(1) 監査対象機関

丹波県民局県民交流室

(2) 負担金支出先団体

大丹波観光推進委員会（事務局：丹波県民局県民交流室）

大丹波観光推進委員会は、歴史的、文化的につながりの深い兵庫丹波・京都丹波の地域で府県を超えて広域観光に取り組むため、平成23年度に設立した団体である。

情報発信面については、現在、構成団体と密に連携しながら、広報力のあるSNSによる情報発

(3) 意見

事業成果について

令和4年度は、兵庫県が負担金額1,045,000円を支出している。

負担割合は、兵庫県550,000円、京都府550,000円を基本とし、特別な事業実施の際は、追加負担を双方協議の上、決定しており、4年度はホームページ改修費用495,000円を兵庫県が負担している。

成果目標は設定されているものの、主な事業の一つである情報発信の基盤であるホームページのアクセス数、フェイスブックの投稿数及びフォロワー数は、兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会のホームページアクセス数等と比較して低調で、事業成果等を的確に評価した上で、効果的な事業運営に努められたい。

信の強化やInstagramフォトキャンペーンなどの事業に取り組んでいる。

また、当協議会からNEXCO西日本へ働きかけを行った結果、令和7年4月から「まるごと大丹波ドライブパス事業（ETC車限定で大丹波エリアの高速道路が定額乗り放題）」が実施されることから、この事業と連携した誘客促進キャンペーンを展開し、情報発信にも取り組んでいく。

今後とも、構成団体との連携のもと、事業成果を分析・評価しながらより効果的な事業実施に努めていく。

18 淡路人形浄瑠璃特別公演の開催

(1) 監査対象機関

淡路県民局交流渦潮室

(2) 負担金支出先団体

淡路人形浄瑠璃特別公演実行委員会（事務局：淡路県民局交流渦潮室）

(3) 意見

県の負担割合について

令和4年度は、兵庫県が所要経費全額の負担金額1,812,995円を支出している。

兵庫県が負担金全額を支出している考え方を明確にし、構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努められたい。

淡路人形浄瑠璃は、国指定重要無形民俗文化財で、淡路島の歴史文化を伝えていくのに欠かせない伝統芸能であり、淡路人形座の経営が悪化している中、県による特別公演の開催支援や後継者を育成するためのすそ野を広げる発表会の開催支援については、必要性があると考えている。

特別公演については、平成29年度までは淡路人形浄瑠璃の魅力を県内に広くPRするため、県が全額負担し、淡路文化会館を事務局とする実行委員会が、県内各地域の巡回公演を行ってきた。

平成30年度は、県政150周年記念事業として位置づけるにあたり、県民局が主体となって実施する方が効率的・効果的であるとの考えから、県民局を事務局とする実行委員会を新たに立ち上げた。以来、県が全額負担し、実行委員会構成員が協力して淡路人形浄瑠璃のPRを行い、淡路人形座が自主的に公演を行えるよう支援していく体制として実施してきた。

令和7年度からは（公財）淡路人形協会からも実行委員会に経費を負担し、事業を継続する予定である。なお、（公財）淡路人形協会には各市から負担金を支出している。

19 淡路人形浄瑠璃後継者交流発表会

(1) 監査対象機関

淡路県民局交流渦潮室

(2) 負担金支出先団体

淡路人形浄瑠璃後継者交流発表会実行委員会（事務局：県立淡路文化会館）

(3) 意見

県の負担割合について

令和4年度は、兵庫県が所要経費全額の負担金額1,360,000円を支出している。

後継者交流発表会については、昭和59年度から（公財）淡路人形協会が島内の団体のみを対象とした発表会を行っていたが、平成22年度に当時県民局の内部組織であった淡路文化会館が島外の団体との交流を図るため新たに交流会を実施した。平成23年度以降は実施主体の予算は区別した上で両事業を統合し、実施している。

令和6年度からは、淡路文化会館の指定管理者が民間業者となり実行委員会を廃止したため、県から（公財）淡路人形協会に負担金を支出し、同

兵庫県が負担金全額を支出している考え方を明確にし、構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努められたい。

20 兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会事業

(1) 監査対象機関

淡路県民局交流渦潮室

(2) 負担金支出先団体

兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録推進協議会（事務局：淡路県民局交流渦潮室及び徳島県）

(3) 意見

ア 県の負担割合について

令和4年度は、兵庫県が負担金額12,920,000円を支出している。負担金については、自然分野の調査研究等を兵庫県と淡路島内3市が、文化分野の調査研究等を徳島県及び鳴門市が負担し、事務局もそれぞれの分野に係る事務を両県が担当している。

4年度の自然分野の負担金総額は15,920,000円で、兵庫県が12,920,000円、島内3市がそれぞれ1,000,000円ずつを負担している一方で、文化分野の負担金総額は5,700,000円で徳島県が3,700,000円、鳴門市が2,000,000円を負担しており、自然分野の負担割合が文化分野の約2.8倍となっている。

構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努められたい。

イ 成果目標等について

負担金の支出に当たり、成果目標を渦潮の世界遺産登録としているものの、事業の進捗等を評価できる指標が設定されていなかった。

事業の趣旨に沿った適切な評価指標を設定した上で、事業成果に関するデータなどエビデンスを取得し、事業効果を的確に評価するなど、計画的かつ効果的な事業実施に努められたい。

ウ 会計事務等について

当協議会の会計処理規程には、会計年度は翌年3月31日までと規定しているにもかかわらず、令和5年4月以降の支出を4年度決算に含めていた。

会計処理規程等の整備など、適切な事務処理に努められたい。

協会からも応分の経費負担のうえ、後継者交流発表会を実施している。

世界遺産登録に向けて様々な可能性を探るため、これまで多様な学術調査や普及啓発活動を実施してきたが、学術調査から見えてきた課題もあり、令和5・6年度において、有識者等による検討会議で、世界遺産登録に向けての普遍的価値の評価を行い、今後の世界遺産登録に向けた方向性が3月の総会で決定する見込みである。

令和7年度には、これらの結果を踏まえ、これまでの取組の成果を発信するための国際シンポジウムを開催する。

また兵庫県・徳島県の役割分担についても、新たに示される方向性に従い、見直しを行う予定としている。

世界遺産登録に向け、「鳴門の渦潮」が有する普遍的価値（魅力）を引き出し、発信するとともに、これを後世にしっかりと伝えていくための保護保全の取組を継続していくことこそが、登録をめざす目的でもあるので、目的を忘れず、しっかりと活動を推進していく。

現在、国は新たな世界自然遺産登録に慎重であるため、所管官庁との情報共有を密に行くとともに、世界遺産登録活動の認知度向上により、国へのPR及び地域住民に対し一層の世界遺産登録推進の機運醸成を図っていく。そのため、成果目標については世界遺産登録活動の認知度の向上を目的とし、次の2点を設定する。

①協議会構成員全体での普及啓発の回数

年間15回程度

②普及啓発での参加者数

年間3,000人程度

協議会の会計規程については令和5年12月25日付けで、出納整理期間の規定を加える改訂を行った。

21 “御食国あわじ”島グルメ事業の実施

(1) 監査対象機関

淡路県民局交流渦潮室

(2) 負担金支出先団体

“御食国あわじ”島グルメ事業実行委員会(事務局：一般社団法人淡路島観光協会)

(3) 意見

ア 県の負担割合について

令和4年度は、兵庫県が負担金額2,500,000円を支出している。負担割合は当実行委員会で決定されるが、4年度は島グルメ登録事業者からの負担金700,000円、食のブランド「淡路島」推進協議会からの負担金400,000円以外は兵庫県が負担している。

兵庫県の財政面の負担に対する考え方を明確にし、構成団体間の役割分担を常に見直し、効果的な事業実施に努められたい。

イ 成果目標等について

負担金の支出に当たり、成果目標を設定していなかった。

事業の趣旨に沿った適切な目標や評価指標を設定した上で、事業成果に関するデータなどエビデンスを取得し、事業効果を的確に評価するなど、計画的かつ効果的な事業実施に努められたい。

本事業は、淡路島産の食材を生かした多彩なグルメ品の紹介により、幅広い観光客を繰り返し誘客する取組として重要だと考えており、各事業団体とともに、今後も取組を推進していく。

令和6年度においては、全体事業費に対する兵庫県の負担割合を見直し、兵庫県の負担金額を1,500,000円、島グルメ登録事業者からの負担金額を800,000円、食のブランド「淡路島」推進協議会からの負担金を400,000円とした。今後も事業の方向性を関係者間で検討する中で、適宜見直しを行っていく。

紙媒体の淡路島グルメガイドは、島内観光案内所や宿泊施設に配架するほか、観光イベント時に配布するなど、食を目的とした来島機会の創出や二次元コードによる淡路島グルメガイドホームページへの誘導を図っている。ホームページへの総アクセス数は、令和4年度は16万回、令和5年度は20万回、令和6年度は21万回(R7.2.10現在)と伸びており、今後もデータをもとに消費者の動向を分析するなど、より効果的・計画的に事業を推進していく。

令和7年度に開催される実行委員会において、適切な目標や評価指標を設定することを協議する。